

**令和2年度第1回宮城県私立学校審議会
本審議会議事録**

1 日 時 令和2年11月27日（金）午後3時から午後4時10分まで

2 会 場 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

3 出席者

(1) 出席委員 伊藤 宣子, 加藤 雄彦, 片倉 ゆかり, 三塚 薫, 小川 せつ子,
根来 興宣, 鈴木 一樹, 後藤 武俊, 佐藤 哲也, 阿部 春美,
菅原 通悦

(委員13人中, 11人出席)

(2) 欠席委員 湯本 良次, 菅原 一博

4 議題

(1) 副会長の選任について

(2) 調査審議事項について

①幼稚園の設置者変更について(太陽幼稚園)

②中等教育学校の廃止について(秀光中等教育学校)

③中学校の設置について((仮称)秀光中学校)

(3) その他

5 会議の内容

事務局から審議会運営規程により会議が有効に成立している旨, 報告があった。
伊藤会長が審議会運営規程により議長となった。
議長は, 議事録署名人として三塚委員と小川委員を指名した。

(1) 副会長の選任について

事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

事務局案ございますか。

(事務局)

副会長2名につきましては, 幼稚園関係の委員及び専修学校関係の委員に就任いただいております。今後も, 幼稚園関係委員として根来委員, 専修学校関係委員として菅原一博委員に引き続き再任という形で副会長をお願いしたいと考えます。なお, 本日御欠席の菅原一博委員からは, 本件について御了解をいただいております。

※各委員から、事務局案について異議等なし。

(伊藤会長)

はい、ありがとうございます。それでは根来委員，よろしく願い申し上げます。
それでは根来委員と菅原一博委員に本会の副会長をお願いすることになりました。また，運営規程第2条第2項の規定により会長が副会長の順位を定めることになっております。第1順位を菅原一博副会長，第2順位を根来副会長をお願いすることといたします。よろしく願いいたします。

(2) 調査審議事項について

①幼稚園の設置者変更について（太陽幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。
特に質疑なく，審議会として了承される。

②中等教育学校の廃止について（秀光中等教育学校）

③中学校の設置について（（仮称）秀光中学校）

利害関係人である加藤委員が退席した後に，事務局から資料により一括で説明を行った。

(伊藤会長)

ありがとうございました。それでは，秀光中学校の設置につきましては，小学校・中学校・高等学校部会に調査審議をお願いしておりましたので，その結果について，部会長代理である私から報告いたします。

本件につきましては，令和2年3月13日に開催されました部会で調査審議した結果，本計画を了承したことを報告します。

それでは，事務局の説明について，御質問・御意見等があればお願いいたします。

(根来委員)

2点ほどお尋ねいたします。ただいまの説明ではMYPとDPの接続を円滑にするための今回の申請であると受け止めましたがよろしいのかどうかということと，それから今回の学校種を変更することで職員の研修が十分に担保されるのか，それとも既存の配置で十分それが見込める要素があつてのことなのか，そのどちらなのかを教えていただきたいと思ひます。

(伊藤会長)

はい。それでは事務局の方からお答えいただけますでしょうか。

(事務局)

はい。まず1点目ですが、MYPとDPの円滑な接続ということでございます。現状は御説明したとおり秀光中等教育学校ではMYPを受けていますが、その学校種ごとに国際バカロレアの認定を受けるため、秀光中等教育学校ではDPの認定を受けておらず、仙台育英学園高等学校ではDPを受けているので、秀光中等教育学校から引き継がれる秀光中学校のMYPを仙台育英学園高等学校のDPに接続するという意味で、円滑な接続ということになっております。

そして、2点目につきまして、国際バカロレアの認定を受ける段階で、全職員がワークショップとして、必ず教育の評価や教育内容、試験といったものを研修し続けていかなければなりませんので、研修も担保されております。

(伊藤会長)

はい。よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょうか。

私からお聞かせいただいでよろしいでしょうか。この先生方の研修も大変なものになるのだろうと想定しますが、研究センターなどといったところから講師をお呼びして定期的な研修を受けていくのでしょうか。

(事務局)

自分たちの学校で独自に行う研修を受けていくのに加えて、国際バカロレア機構の職員が来て行う研修を受けるものでございます。

(伊藤会長)

そういうふうなところでのバックアップがあるというふうなことでしょね。

はい。ほかにいかがでしょうか。

はいどうぞ、お願いいたします後藤委員です。

(後藤委員)

先ほどの接続の部分のお話ありましたが、そうしますと、少し高校に関係する話かと思えます。別の学校になるというところで、例えば改めて入学するという形になるとすると、改めて入学料などが発生するのか、もしそうだとしたときにそういったことが十分生徒・保護者に説明されているのかという点が1点です。

もう1点、接続がなされているということは、高校の入学の検定は行わずにそのまま入学なのでしょうか。もうエスカレーター式に上がるということになるのかという確認です。以上2点教えていただければと思います。

(伊藤会長)

はい。よろしくお願いいたします。

(事務局)

入学金等につきましては、学則第27条のところでは内部進学に係る生徒につきましては、別に定めるところによって全部または一部を免除するとなっておりますので、この規定により免除になります。入学試験につきましては、学校に確認したところ、面接と中学校時代の日頃の成績等を考慮して、秀光コースに進学をすることになるとのことです。

(伊藤会長)

はい。よろしゅうございますか。

はい。それではほかに御質問等はございますか。

それでは、御意見等がなければ、それぞれの案件についてお諮りいたします。秀光中等教育学校の廃止について了承することとし、本件について適当とする旨答申することと決定してよろしいでしょうか。

※各委員より異議なしの声あり。

(伊藤会長)

はい。ありがとうございます。

それでは、異議なしの声がございましたので、答申することといたします。

続きまして、秀光中学校の設置について了承することとし、本件について適当とする旨答申することと決定してよろしいでしょうか。

※各委員より異議なしの声あり。

(伊藤会長)

はい。ありがとうございます。異議なしの声です。

それでは本件につきまして、異議がないものと認め、答申することといたします。

それでは加藤委員が席に戻るまで少々お待ちください。

それでは、加藤委員が戻りましたので、議事を再開いたします。

(3) その他

①私立学校の広報活動・生徒募集に関する審査基準(案)について

事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

はい、ありがとうございます。質問等々お願いいたします。

はい、お願いいたします。

(加藤委員)

この議案は私立高等学校のということで、高等学校だけの資料になっていますが、中学

校や小学校もこれに準拠して改正が行われると考えていいでしょうか。

(事務局)

今、加藤委員からお話いただきましたとおり、高等学校を例として資料5の2ページ目に記載しておりますが、高等学校の基準では第18条までございますが、そのあとに19条20条ということで広報活動・生徒募集を追記いたします。幼稚園、小・中・専修学校、各種学校、特別支援学校も、最後に2条を追加して同じ文面で揃えたいと思っております。

(伊藤会長)

ありがとうございます。ほかに先生方がいかがでしょうか。

はい。後藤委員お願いします。

(後藤委員)

審査基準ということになっておりますけれども、内容を見ますとこれはある種の規制行政といった形の表現だと思いますので、どこかの段階で我々が審査することなのかそれとも随時事務局の段階である種の働きかけができるということなのか。「審査」という表現になると、この場にかけて審査するというような、部会も含めてですがそのように感じたものですから、表現上の問題かもしれないのですが事務局としてはどういうふうに考えてらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

この審査基準は学校を設置する際等の基準ですが、今回の広報活動・生徒募集ということに関しては、私立学校を新設する際の基準ということで既設の学校には適用されないこととなります。学校新設案件は2段階の審査、部会にかけて本審議会で審議となります。学校新設案件が今後出た際には、現状は広報活動をしているかここに抵触しないかを部会で御審議いただきます。生徒募集に関しても、基準の規定に則っているかをこういう本審議会で御審議いただくことを考えております。

(後藤委員)

先ほどの御質問を申し上げたのは、この案件が出るきっかけになったことがあると思うのですが、このつまり審議会、どうしてもそれほど頻繁に行われるわけではないので、ある事案が発生したときに緊急に動くというようなことが起こり得るのかと思つての御質問でした。そのときに新設に関してはこういう基準ですよという了解の上で学校設置に当たるわけですから、新設に向けてプロセスを踏んでいますよというのが各学校のスタンスになるというところで、随時踏み越える事態が起これば、こういう場を設けずとも指導できるということによろしいのでしょうか。

(事務局)

はい。そのとおりです。広報活動について基準に違反するようなことがあればそこはその部会を待たずに事務局で指導した上で、さらに部会に諮りたいと思っております。

(伊藤会長)

はい。重要なことの確認が今行われたとっております。ここを明確にしながら、審議等々のことを進めていただければと思います。よろしく申し上げます。ほかいかがでしょうか。はい、菅原委員お願いします。

(菅原通悦委員)

生徒募集の案の3項目目、この表現の前段の建設工事が進行しているというところについて、結果としては、開校年度に校舎建築完了は確かかどうかというのがポイントです。工事が進行しているかどうかという表現を使っていますが、我々としては、議論していく際には、開校を予定年度の4月1日の段階で、校舎が確実に建築されそうだというような表現さえあれば、十分この部分の条件は生きてくると思います。建設工事が進行しているかどうかという表現を入れますと、例えば今回の秀光中学校の場合、工事もしていますが、基本的には既存の校舎の利用の変更でした。ですから校舎は校舎なのでしょうけれども、そういった校舎の建築進行よりも、その開校年度に完成しているかどうかを担保するということで、運営上解釈上そうしていかれたらどうかと思いました。

(事務局)

建設工事は開校に向けての一つのステップですので、仮に私立学校の新設案件が出てきた際に、審議会で妥当であると御了承いただいたとしても、認可申請書にあるとおり建物ができているのか、きちんと教職員を配置できているのか、そのほかもろもろ認可申請書にあるとおりのものの実現が開校予定年度に確かであるということを経済局で最終的に確認した上で、認可となります。先ほどの案件ですと、建物が既に出来ているというケースですので新設案件としては珍しいかもしれません。今後出てくると思われる案件の多くは、新設する学校の校舎を新しく建てながら設置認可の申請手続きを進めるものですので、この工事進行も一つの大きなポイントです。先ほど菅原通悦委員からいただいた、いろんな要素も踏まえながら事務局として開校が確かであるということは、漏れなく審議会の御意見をいただいた上で確認して参りたいと思います。

(伊藤会長)

その辺いかがでしょうか。

(菅原通悦委員)

校舎建築が確かだという、判断基準ですね。実際は事務局職員が現場に行き、確実に4月1日には子供たちを受け入れられる状況を、これまでも確認していただいているわけですが、これまでの例を見ても財源が多くないとか、業者がなかなか進行できないとかというのは幅があるわけで、それは事務局でこの程度なら許容できるという基準を持っていただいて私たちにも報告いただいて、これは確かだというふうな御意見を私たちの方にいただければありがたいなというふうに思います。このところが認められるのが大きなポイントになるのではないかなと感じています。

(伊藤会長)

はい。ありがとうございました。
事務局の方、よろしゅうございますか。

(事務局)

貴重な御意見をいただきました。
確かに确实と認められるその具体的な判断基準をわかりやすく事務局でも整理した上で、必要があれば御説明するとして、具体的な判断基準を持って確認して参りたいと思います。

(伊藤会長)

はい。それでは加藤委員お願いいたします。

(加藤委員)

今の事務局の御説明の中で、校舎の新築という言葉がキーワードとして出てきたのですが、前回のケースでは、一旦廃校になった学校、建築物をリフォームして、リニューアルして使うということだったわけです。今後のこと考えると、新しい校地を得て、そこに新しい建物を建築するというケースよりもむしろ、既存のもので、それが行政のそれぞれの自治体の御判断等によって使用しなくなったということで、公募というか、これを再利用するというのではないだろうか、こういうようなケースの方が多くなるのではないかなあと考えられます。そうしますと新築というものだけにこだわらないで、いわゆる既設の建物についてどう考えていくのかということが含まれていないと、前回のような審議の時に、現場にも行ったわけですが、いろいろとそこで指摘事項が出てきてしまったということもございますので、菅原先生もそこを意識しておっしゃっていると思うのです。実際に行かれていますから、私も行きましたけれども、その辺の押さえ方の検討をお願いしたいと思います。特に、素朴な疑問なのですが、建築基準法は大きな地震を経て見直されているわけです。建築基準法の新しい基準が示される前の建物を使って再利用すると、新しい学校としてそれを使っていくとなったときに、いわゆる既得権益といいますか、設置者がずっと使っている建物であればやむを得ないと思うのですけれども、新たに学校を作ることになった場合は、その建物が本来の現在の建築基準法に基づいて見れば十分でない。例えば24時間換気されていないとか、校舎の窓が割れた場合に鋭利な形で飛散してしまうとか、実験室のスリップ防止であるとか、高等学校でいえば特に理科の実験室ですけれども、中学校小学校と違って劇薬を使っていくわけです。そういう場合に保管庫がしっかりとあるかどうかとか、或いは防火区画の問題が、当然建築基準法が変わっていますから、既存不適格という言葉があるわけですが、既存不適格というもので、新規の学校設立が認められてしまうのかということになりますと、いわゆる、そこで学ぶ生徒或いは教職員の安全が確実に確保されるのかということの部分で、現地調査したときに疑問を感じたわけです。前回の場合は被災した地域で新たな動きということだったので、やむを得ないというようなことになっていったわけですが、やはりその辺の既存不適格の建築物を、新しい学校として使う場合には、やはり新しい建築基準法に基づいた内容

での確であるというふうに専門家が見て、こうやったら使用可能ですよとここまで改修すれば十分ですよという一つの基準、学校の建物という言葉があるのであれば、現在の建築基準法に合致しているという言葉は少なくとも入れていかないと、建築基準法でもいいし関係する法律でも何でもいいのですけれども、既存不適格のものが何でもいいのだよと使ってしまうと、利用している生徒教職員の安全確保という点は本当に担保されるのだろうかと心配です。実際のケースで見たときも防火区画の防火壁、防火扉も自動で閉まらない。今は全部自動で閉まるわけです。そして置き去りにされないような仕掛けがついているわけです。そういうことも含めて、やはり消防や、或いはそういう爆発等の事故等がないに越したことはありませんけれども、あった時にどうするのだとか。24時間換気は新型コロナウイルスにおいては有効であるとされているわけですが、それが無い建物で、もちろん窓を開ければ、対角線に開ければいいではないかという理屈もあるかもしれませんが、24時間換気の有効性というのは専門家によって担保されています。そういうようなものを含めて、既存不適格なものではない形で新設校としては利用ということが含まれないと、結局またそういうことが繰り返されていってしまうのではないかと考えてならないのですが、いかがでしょうか。

(伊藤会長)

はい。日本ウェルネス宮城高等学校の建物を見学させていただいた時に、見学者たちが一様にそういう思いを持ちながら、大丈夫だろうか。ただ、その建築基準法というふうなところでは、こうなのだと。しかし、ここを使う子供たちにとってどうなのだというふうなところのいろいろな疑問が残りがらもの了承ということになりました。ということなので今、加藤委員、それから菅原委員の御意見が反映できるような文章表現が必要ではないかと会長としては思います。どうぞこの辺のところの推敲をお願いしますでしょうか。

(事務局)

はい。昨年の事務局の反省を踏まえまして御意見をいただきましたのでそこを改めて、今年度また審議会2月に予定しておりますので、その時にまた御意見をいただきたいと思っております。

(伊藤会長)

ありがとうございます。はい、それではその他の①は以上でよろしゅうございますか。
はい。

(3) その他

②日本ウェルネス宮城高等学校の状況について

事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

ただいまの事務局の説明について御質問、御意見があればお願いいたします。
はい、加藤委員お願いします。

(加藤委員)

今御説明事務局からございました中で宮城県中学高等学校連合会に加入したということで、私どもも確認していますが、予定していた校長先生が実際にはお越しにならなくて、
副校長先生という地元の中学校の校長先生された方ですけど、よく存じ上げている方ですが、この方が実質校長先生のようなお役を果たされて、理事長さんが校長を兼務するような形になっているということで、もちろん人事のことですから様々な事情があったのではないかとは思われますけれども、現地調査したときの校長予定者である元自衛隊の幹部の方、この方が実際には中高連の校長部会には一切お顔を出されなくて、こういう事情でこうなりましたということもなくメール上で理事長さんが兼務しているし、その理事長は都合で来られないということで、新年度スタートしてしまったという経緯が実際にあったわけなのです。これ多分私学審議会の委員の中でも、中高連に加盟している学校の校長たちはみんな理事長含めてわかっているのですけれども、そうでない委員の方々は多分ここで初めて知ったか、或いは、特に専門の先生方御存知かと思えますけれども、こういう場でそんなことあったのですかというようなことが実際行われたわけですね。これについて人事のこともありまして人事のことだから何とも言えないのですけれども、どういふうに事務局としては、御判断、解釈なさっているのかこの機会に教えていただけるとありがたいなと思います。

(事務局)

はい、加藤委員からお話ありましたけれども、我々も寝耳に水といいますか想定していなかった事態でございます。おっしゃるとおり人事のことですので、我々には届出という形で校長が変わりましたと報告を受けました。一身上の都合で認可申請書に名前があった就任予定の校長先生の方は4月20日で新しい校長先生に変わったということでございます。新しい校長先生は学校法人の理事長を兼務されている方でして、基準上は特に問題ないのですけれども、ただそれでいいのかと言われますと、もちろん校長先生がきちんとおり副校長先生がサポートしている体制というのが学校としてはより生徒たちにとってはふさわしい環境と思っております。この状態がいつまで続くのかは、開校初年度でもありますので、普通の学校とはちょっと別で頻度多く顔を出して現状を伺いながら、学校法人・高等学校として今後どのようにしていくか意見交換をしていきたいと思っております。

(加藤委員)

現実には、日本ウェルネス宮城高校の設立の趣旨の中に書いてあった文言があるわけですね。その文言とはかけ離れた状況ですね。仮に同じ人事でも、元自衛官の中でも幹部の方が後任として着任されて、日本ウェルネスの広大な理想が達成されていくような形であるのであればそれはもう仕方ないですねとなるのかと思うのですが、やはり私立学校の場合には校長に教育権があるわけです。私立高校の教職員というのはいわゆるその校長の理念

を実行するためにいるということで、それを労働者と呼ぶか何と呼ぶかは別として、労基法上は労働者なのです。その辺は公立学校と違うわけなのです。そういう意味でいうと、いわゆる私立学校の校長の教育理念が日本ウェルネス宮城高等学校の設立の起点になっていたわけで、実際それに基づいて、コース3つあったわけですけどそのうちの1つがそれによって成り立っているという説明があったわけですね。それから見て言うと、あまりにもかけ離れているのではないかと。言葉が悪いですが、人事だけ見ていけば、設立するために何かあたかも4月少しだけいらっしやって、そのあとは、ということであるとすれば、やはり相当これ大きな、認可における大きな問題じゃないかと思えます。瑕疵とまではいかないですけども、やはり大きな課題ではないのかというふうに思われてならないなと思ひ、あえてこのように申し上げさせていただきました。

(伊藤会長)

加藤委員どうもありがとうございました。この件については、審議会のメンバーとして、長い時間審議した時間の中では、新しい学校でございますので、やはり人事、その人柄、そこもだいぶ資料に出てきましたよね。本当に審議したな、協議したなという感覚があるので、始まったら「え、どうしたの。」という風な思いがあって、審査はどうだったのでしょうかという思いもしております。だからというふうなところで、それを取り止めにするということもできませんので、その辺のところはこの附帯事項のように、県で御指導お願いできればと会長としても思っております。

そのほか、委員の先生方がいいかでしょうか。菅原先生何かございますか。後藤先生いかがですか。

(後藤委員)

今加藤委員がおっしゃったことと同趣旨になりますけれども、これ例えば大学の教職課程ですと、完成年度といいますか、入学して例えば4年間が終わるまで非常に厳しい審査が入るのです。もちろんその審査の中では、誰がその科目を担当するのか極めて厳しく審査されます。ですから、少なくとも完成年度を過ぎるまではその人の割愛願ひなどが来ても、絶対認められないということがありますので、それからすると今回の件は大変驚いたことで、それ以上申し上げませんが、非常にこの辺りきちんとしていただきたいと思っております。

(伊藤会長)

はい。

事務局、ひとつよろしく願いいたします。

(事務局)

今、加藤委員、後藤委員からいただいた御認識のとおりだと思っております。基本的にはその認可申請書どおりの内容で運営していただくということで、3つのコース、進学コース・スポーツコース・グローバルコースで、その根本に、校長先生がシンボルのような方でしたので、仮に状況が変わったとしても、それを目指していくところは一貫していた

だくというところは我々も強くお話ししてまいりたいと思います。

(伊藤会長)

ありがとうございました。それではほかに御質問がなければ以上といたします。

ここで議事進行事務局にお返しいたします。委員の皆様方には円滑な議事運営に御協力いただき、ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。最後に「4 その他」でございます。何か、委員の皆様から御質問・御意見等ございますか。

では、特に無いようですので、今後の審議会の開催予定について御説明いたします。次の第2回の本審議会は2月開催を予定しておりますので詳細が決まりましたら改めて御連絡させていただきます。また、幼稚園・専修学校・各種学校部会に関しましても3月開催を予定しておりますので、日程調整等について関係委員の皆様に変更して日程調整させていただきたいと思います。

以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。御審議誠にありがとうございました。

以下、余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

令和 年 月 日

氏名 _____ 印

令和 年 月 日

氏名 _____ 印